

令和7年12月19日
財務部契約課
都市部技術監理室

工事費内訳書における労務費等の記載について

建設業法等の一部を改正する法律が令和7年12月12日から全面的に施行されたことに伴い、入札時に提出する工事費内訳書に労務費等の記載が必要となりました。

1 呉市の対応

呉市発注工事の入札において提出する工事費内訳書については、法改正の趣旨を踏まえ、現在対応方針を検討しています。

つきましては、当分の間、掲載している様式（各発注案件ごとの電子入札内訳書）により応札いただいて問題ありません。

なお、方針が決定次第、改めてお知らせします。

※ 参考

[労務費に関する基準（国土交通省）](#) 〈外部リンク〉